

平成19年第3回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成19年9月11日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 1時58分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	9番	平野洋一君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

出席説明員

市長	田苅子進君	副市長 (本庁担当)	相山愼二君
副市長 (朝日担当)	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石川誠君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 士 別 總 合 長
病 院 事 務 局 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長
教 育 部 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 長 松 川 英 一 君

農 業 委 員 會 長
農 事 務 局 伊 藤 暁 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 會 長
監 事 務 局 横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君
議 會 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君
議 會 事 務 局 幹 事 中 井 聖 子 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君
議 會 事 務 局 幹 事 浅 利 知 充 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 本会議に出席する説明員を次のとおり追加する。

選挙管理委員会 委員長 澤本一夫

以上報告する。

平成19年9月11日

士別市議会議長 岡田久俊

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は13名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

21番 神田壽昭議員。

21番(神田壽昭君)(登壇) 平成19年第3回定例会に当たり一般質問をいたします。

初めに、新士別市農業・農村活性化計画の策定についてであります。

以前の活性化計画は、平成15年～18年を期間としてWTO農業交渉、国の構造改革が本市農業に及ぼす影響や新たな米政策改革大綱による生産調整や5農協の合併、市町村合併など、国内外の情勢の変化の中で、本市農業の目指す姿を示したものでありました。士別市と朝日町が合併して満2年、朝日町の農業、林業の特性などを加えた新士別市農業・農村活性化計画は、基幹産業として極めて重要な位置づけがなされていると思っております。

一方、国の農政改革は、本年より導入された品目横断的経営安定対策により、これまで多様な農業者で支え合ってきたものが、意欲と能力のある担い手に政策を集中する制度に大きく転換することになりました。こうした農業構造の変化に加え、高齢化、農業従事者の減少、担い手不足、耕作放棄なども深刻化し、更に今月から大詰めWTO交渉が再開され、11月からはオーストラリアとの経済連携協定の協議も予定され、その結果によっては、本市農業に対する影響は、はかり知れないこと、また先日の農業共済新聞8月29日付の記事で、今日の農業経営

の実態を報じておりました。それは、農水省が稲作主体の担い手114戸の経営を1995年～2005年の間、追跡調査をした結果を示したものであります。田畑面積は1戸当たり34%増えたが、コスト増や米価下落が影響して、農業所得は513万円～393万円と23%も減少、規模拡大した74戸のうち、50戸で農業所得が減る厳しい経営状況も明らかになりました。国の農業構造改革の加速は、制度を一段と複雑化し、農業者に十分浸透していないことに加え、WTOにおける国際規律への強化に対応し切れていないのが現実なのであります。

今、この農業・農村活性化計画は、土別市農業・農村活性化審議会に諮問されていると思いますが、私は土別の基幹産業を守り育てる観点から、何点か提言させていただきたいと思います。

今回の計画は、以前の土づくり、人づくり、村づくりを土台とし、高度で、しかも実効性のある耕作を立ち上げなければならないのだと思います。土づくりは、本市での経営体育成基盤整備事業や中山間事業などで、透水性の向上には、大幅な改良が図られております。次に求められるのは、良質な農産物を生産するに必要な有機物の投入であります。不足している絶対量をどのように確保していくのか、今計画中の生ごみの堆肥化とバイオマスの有効活用を積極的に取り組み、土づくり対策を前進させるべきだと思います。

次に、人づくりについてであります。子供たちや次代を担う青年、女性を支援する制度の充実、大いに進めてほしいし、国際規律に沿った農政の転換に対し、新たな産直や地産地消などのように生産者、消費者とが安心・安全で結ばれる推進協議会などを立ち上げて販路拡大を進め、今年からの新規事業である農業支援アドバイザー事業のような自己の経営や地域活動、そして担い手ネットワークづくりのような学習活動の場を明確に活性化計画に位置づけるべきだと思います。

そして、村づくりは、農村の多様な資源や景観の活用が、今、耕作放棄などで消されることが懸念されます。特に環境問題に対する国民の関心が高まる中で、村づくりは環境保全を重視したものに転換することが求められているのではないのでしょうか。本年より始まった農地・水・環境保全向上活動は、初年度幾つかの改善を要する部分がありますが、道や国に対し修正を求めながら、全市的に有効に活用できるものと考えております。

この活性化計画は、今日最大の農政改革と国際規律強化の中で、本市農業の目指す姿は、どのような方向に進めようとしているのか、また提言についても考え方をいただきたいと思います。更に、農業・農村活性化計画を進めていく上で、JAとの連携は欠くことはできません。北ひびき農協は、平成19年～21年までの地域農業振興計画、JA中期経営計画も策定し、農業の振興の基本計画の中でも品目横断的経営安定対策や日本とオーストラリアとのFTA交渉など、極めて複雑な背景が山積されている中であるが、基本に備えているのは、良質農畜産物の安定生産と農業の持続的発展のための担い手育成確保を挙げております。どうかこの計画が多くの農民が汗を流したこの農地で、食べ物の生産と生活の基盤をつくり上げた努力の上に立って、農業が自立的に発展されるように、そして生産現場で生かされる内容を市民の総意でつくっていただくものを期待するものであります。

次に、総合計画と地域住宅計画についてお伺いします。

公営住宅の整備については、新市建設計画にあるように、住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画に基づいて、各地区ごとの人口、年齢構成のバランスやまちづくり施策等の連携に配慮しながら、計画的に整備に努めるとなっております。今は北部団地建てかえが中心で、本年6月に完成した1棟40戸は、8月から入居が開始されました。公営住宅は、人口の多い地域や住みなれた地域が建設位置として当然のように考えられますが、私は平成17年第2回定例会で質問させていただいたように、地域懇談会では、合併によって更に地域や市内周辺部が衰退するのではないかと不安も多く聞かれます。そうした意味では、地域にも一定の人口が維持されないと、保育園も学校も病院なども縮小の一途をたどることになるのであります。

そこで、公営住宅整備事業が、補助金制度から地方の自主性、裁量性への向上と地方の使い勝手の向上を図る地域住宅交付金制度に移行し、地域性を考慮した住宅整備が可能となったことから、市内周辺の地域振興を必要とするところや人口減が予想される地域こそ建設位置とすべきという質問に対し、今後大きな検討課題とされておりましたが、この点をどのように整理、検討され、どのように地域住宅計画に反映させることになったのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

次に、公営住宅ストック総合計画にかかわって質問をいたします。

この計画は、公営住宅という資産を的確な整備と管理を図るとともに、地域の要望に合わせた効率的な改善と更新のための計画づくりと認識しておりますが、市内にある昭和51年に建設された30年以上経過した公営住宅1,141戸のうち、27%に当たる317戸の老朽住宅をどうしていくのか、用途廃止となっていくのか、または建てかえを検討するのか、あるいはリフォームによって低家賃を維持することができないのでしょうか。

また、さきの住宅に関する市民アンケート調査の項目として、障害のある方や子育て世帯の公営住宅の必要性や望ましい形態などがありましたが、集計はどのような結果が出たのでしょうか。また、特質すべきこととして、どのようなことがあったのでしょうか。

今、公営住宅や、それ以外の一戸建ての住宅も含めて、市民福祉の視点から少子高齢化対策、子育て支援、障害者支援をしっかりと確保することが必要であります。高齢者の人口の増加、出生人口の減少による少子高齢化が急速に進展しており、高齢者が安心して住み続けられる住宅対策、子育て支援につながる住宅対策、また障害を持っておられる方が社会の一員として生活をはぐくむことができる住宅対策は必要であると考えますが、お考えをいただきたいと思ます。

以上、住宅を中心に均衡ある発展のために、市民の要望に即した快適で利便性の高い住宅と住環境を計画に盛り込まれ、実現できることを願い、私の一般質問を終わります。（降壇）
議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に私から新士

別市農業・農村活性化計画の策定について御答弁を申し上げまして、総合計画と地域住宅計画につきましては、建設水道部長の方から答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、本市の農業・農村活性化計画の策定にかかわって御提言がございましたが、お話にありましたように、本市を取り巻く農業情勢は、米を初めとする農畜産物価格の低迷、農業者の高齢化による農家戸数の減少が進み、加えてWTOやオーストラリアとのEPA交渉など、一段と厳しい状況下に置かれておりますことは、先刻御承知のとおりであります。こうした中で、本市の農業、農村が今後においても力強く発展をしていくためには、安全・安心で良質な農畜産物を生産できる農業基盤の確立やすぐれた人材を確保、育成できる総合的な施策の展開が極めて重要なことは、申し上げるまでもないところであります。このような状況から、ただいま策定中の農業・農村活性化計画は、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みよい農村を創造するとともに、農業と農村が市民の総意のもとで貴重な財産として将来に引き継いでいくという合併時に制定いたしました土別市農業・農村活性化条例の精神に基づきまして、各関係機関や農業応援アドバイザーなどの御意見も伺いながら、現在、作業を進めているところであります。

そこで、一つには、土づくりについてのお話ございました。農業の原点であります土づくりは、本市農業の足元をしっかりと見詰め直しながら、環境と調和した持続可能な農業の発展を目指すものであり、このためには、根幹となる土地基盤の再構築が極めて重要と位置づけをしてきたものであります。ただ、お話にもありましたように、土づくりの基本となる堆肥生産の状況が、農家が求める需要量に対し、現在JA北ひびきが運営する堆肥化施設や畜産農家で生産される供給量では全体的に不足をしておりますことから、他の地区から堆肥を購入しているというのが実態であります。このような状況から、今後の本市における土づくりにおきましては、適正な輪作体系の確立とあわせて、現在埋め立てをしている生ごみ下水処理場から排出される汚泥、更には野菜選別施設で発生する野菜残渣等を活用した堆肥の生産に向けてのバイオマス利活用の施設を整備をし、この施設を有効活用することが、有機性資源の循環型利用と化学肥料の削減を目指す人と環境に優しい農業にもつながりますことから、現在、活性化計画に位置づけすべく検討いたしているところであります。

また、人づくりについてであります。冒頭申し上げましたように、これ以上の農家数の減少は、集落機能そのものが崩壊することが懸念されるものがありますことから、何としても現在の集落機能を守って、これ以上の減少は避けなければなりません。このような状況から、これまでも申し上げてまいりましたように、農村のすべての人々が支える農業、農村の確立を基本に、中核となる担い手農業者と、それを支える高齢小規模農業者が地域一体となって農村集落を支えるという考えのもとに、具体的には、農家の後継者が農業を職業として選択できる環境づくりや農業以外からの新規参入にも大きく道を開くことになる農業生産法人の育成、更には担い手を核とした集落型経営体の育成などを構築することが肝要と考えるものであります。こうした基本的な考えのもとに、現行の担い手支援事業をその時々的情勢に即応できるものと

して活用していくとともに、農業応援アドバイザー事業や担い手のネットワークづくりなど、議員の御提言も踏まえて、具体的な方向を示すようなものとなるよう務めてまいりたいと考えております。

また、村づくりに関連して、農村の環境保全についてのお話がありました。環境問題に対する国民の関心が高まる中で、市民共有の財産である農地、農業用水等の資源と、その上で営まれる営農活動を一体として将来にわたって保全をしていくために、本市におきましても、農地・水・環境保全向上対策を本年度から実施をするものであります。本対策は、農業者のみならず、地域全体で農村環境を守り、はぐくむ共同活動を実施することで、地域住民が安心して生活できる緑豊かな農村空間の形成と、活力あふれる魅力のある農村づくりが期待されるものであります。ただ、お話のように、本年度が事業の初年度ということから、今後においてさまざまな課題も明らかになってくるものと考えられますが、事業の内容と効果を十分に検証することで、それぞれの地域において、農村環境づくりのための特色ある取り組みが行われるように各関係機関、団体とも十分な協議を重ねる中で、今対策の推進に当たってまいりたいと考えております。

更に、計画を進めていく上での農協との連携についてであります。お話にもございましたJA地域農業振興計画と中期計画につきましては、1市2町の行政、農協、共済組合及び農業改良普及センターで構成する土別地域農業振興連絡協議会において、地域農業の今後の振興についてさまざまな意見が出された中で策定されるものであります。これまでもこうした農政にかかわる重要な懸案事項につきましては、市と農協が日々連携を図りながら進めてきたところではありますが、新たな活性化計画につきましても、広域となった農協を初めとする関係機関団体や生産者、更には消費者などさまざまな御意見をいただきながら策定するものであります。

以上、申し上げてまいりましたが、農業、農村をめぐる最近の国内外の情勢変化に対応していくために、本計画が目指していくものは、本市がこれまで取り組んでまいりました農業の原点でもあります土づくり、人づくりであり、この効果は着実にあらわれてきておりますことから、新たな計画におきましても、これを引き続いて基本とするものであります。更に、農家における農産物の収量の増加を図ることは、いつの時代にあっても、農業にとっても目指すべき方向でありますことから、新たな計画におきましても、収量のアップを今後の大きな柱としてしっかりと位置づけする中で、議員の御提言を十分に踏まえまして、中・長期的な視点に立った展開が図られるものとなりますように策定をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、総合計画と地域住宅計画についての御質問にお答えをいたします。

初めに、市内周辺の地域振興を必要とするところなどへの公営住宅建設についてであります。このことにつきましては、ただいま策定中の総合計画において、人口が減少傾向となる中、

住みなれた地域や環境で住み続けることがますます強く求められていることを踏まえ、策定組織や振興審議会では検討をしているところでありまして、これに基づく施策との整合性を図りながら、住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合計画あるいは地域住宅計画に反映していきたいと考えております。また、総合計画の主要事業におきましては、中央地区のみならず、周辺地域においても公営住宅整備について盛り込みたいと考えているところであります。

次に、30年以上経過した公営住宅のストック活用に関してであります。その多くは簡易耐火構造平家建てであり、その耐用年数は30年となっております。床面積も狭隘で、老朽化が著しく、浴室が未設置の住宅や居住性の低い住戸が多く、手すりの設置や段差の解消など、高齢化対応やバリアフリーが未整備であることに加え、隣接する棟との間隔が狭く、駐車場や堆雪スペースが確保されていないことなどから、計画的な建てかえを基本として、早急な整備が必要であると考えております。更に、現在策定中の公営住宅ストック総合活用計画によりまして、用途廃止をしなければならない団地、戸別改善などにより整備すべき団地、リフォームや維持保全により今後も活用可能な団地などを見きわめながら、整備をしてまいりたいと思いません。

次に、住宅に関する住民アンケートの結果と特質すべき事項についてのお尋ねであります。今回のアンケート調査は、土別市住宅マスタープラン及び土別市公営住宅ストック総合活用計画の策定に際し、その施策に市民の意向を反映させることを目的に市内全戸を対象に実施したものでありまして、8,736戸中3,480戸からの回答があり、回収率は39.8%となっております。このアンケート集計結果については、現在細かい分析を行っているところでありますが、調査項目のうち障害のある方のための公営住宅の必要性については、必要だという方が60.5%、どちらとも言えないが18.1%で、比較的関心が高い結果となっており、必要であると答えた方のうち障害のある方のための公営住宅の望ましい形態はという問いには、専用と答えた方46.7%、特に限定しないと答えた方が45.1%で、ほぼ同数という結果となっております。また、子育て世帯向け公営住宅の必要性については、必要だという方が30.2%、どちらとも言えないが28.6%という結果であります。必要であると答えた方のうち望ましい形態についての問いには、子育て世帯専用が42.3%、特に限定しないが50.7%で、限定しないが専用をやや上回る結果となっております。

また、特質すべき点につきましては、今後の土別市における住宅に重要だと思ふことはとの問いに、複数回答の結果ではありますが、75.9%の方が雪対策を選んでおり、続いて自然エネルギーの利用が41.3%、周辺との調和が38.3%と、これらの比率が高くなっております。更に、住環境で何が重要かとの問いには、医療施設を選んだ方が76.6%を占めており、福祉施設、豊かな自然環境、商業施設の順に高く、40%以上という結果となっております。

これらの集計結果と今後の分析結果により、障害者や少子高齢化社会への対応あるいは土別らしい地域性を加味した住宅施策の実現に向け、できる限り具体的な計画づくりとなるように努めてまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 13番 谷口隆徳議員。

13番（谷口隆徳君）（登壇） 2007年9月第3回定例会に当たり、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

市内浄水場の濁水対策及び危機管理についてお伺いをいたします。

既に新聞等で報道されておりますように、6月下旬から1カ月余りの間に、北見市の中心部が3度も大規模な断水に見舞われました。断水に見舞われた原因は、同市の浄水場の取水河川である常呂川の取水口上部に流れ込む複数の支流から、降雨時に異常に濁水が流れ出て浄水場に流入し、処理不能になったものであるとされております。大規模な断水を招くほどの濁水が出たかについては、局地的な豪雨であるとの関係者の話であり、1回目の断水時には、1時間に50ミリ以上の豪雨によって、オシマ川流域を直撃したことがレーダーで確認されており、2回目は、断水前日に北見地方を襲った豪雨も1時間に100ミリに近かったとされ、3回目もバケツをひっくり返したような雨だったと言われております。北見市の水道は、支流の影響で濁りが激しく、水量が少ない常呂川1本に頼っている現状であるとされており、同市のように水源が1カ所の場合、取水がとまれば、再開まではためた水で賄うしかないのであり、同市の各地域にある配水池の容量は、合計2万5,000トンで、1日の給水量4万トンに対して63%となり、量が多い時期には、二、三時間しかもたない状況にあります。

同市の調査報告書には、水源、浄水施設の脆弱性を認識していたのに、1回目の断水では、処理不可能な濁水を判断ミスから浄水場に入れ、長期の断水を招くことになったとあり、また今回の対策として、配水池の容量拡大など施設の弱みを補強する施策と濁水発生時の対応マニュアルをつくり、適切な判断ができる人材の育成が課題であると挙げられております。

そこで、本市における浄水場の実態と対応についてお伺いをいたします。

このたびの北見市のように、集中豪雨に見られますように、本市においても、6月9日の川西地区の集中豪雨によって畑地表土は流され、川西五線川から天塩川本流に流出した泥土流による高度の濁度原水の発生に伴って、東山浄水場においても、天塩川一水系に頼っている現状から見て、北見市のような状況に至らないまでも、濁水が流入したと思いますが、どのようなになっていたのかお伺いをいたします。また、流入に対しての対応についてもお伺いをいたします。

更に、本市には東山浄水場のみならず、各地区に日向浄水場、内大部浄水場、朝日浄水場が設置されており、高度の濁水発生の非常時における対応についてもあわせてお伺いをいたします。また、これらの浄水場の原水濁度の計測、更には急激に原水濁度が上昇した場合の自動取水停止機能があるのか、また仮にそのような場合には、職務及び非常業務態勢をどう考えているのかお伺いをいたしたいと思っております。濁水が浄水場施設内に流入した場合に、部分的な排除が可能であるのか、更にまた北見市のように、最終的に断水という状況になった場合の対応について伺いたいと思っております。

現在、東山浄水場は、施設の老朽化に伴って平成17年度から年次計画的に改修工事が進められてきておりますが、施設のトラブルなどで浄水生産不能状況が発生した場合、復旧するまで現状の配水池のみで給水することとなり、配水池の容量は、1日最大給水量12時間程度の確保が必要とされておりますが、現状では8.64時間しかありません。これを補うためには、来年度は配水池の更新により増量も計画されておりますが、この改修計画において、北見市のように集中豪雨等による濁水流入に伴う断水についての対応は、十分に考慮されているのかお伺いをいたします。

最後に、天塩川の渇水期時期の水道水がまずい、おいしくないという市民の声がありますが、夏場の渇水期における水質はどうかお伺いをいたしたいと思っております。

次に、市内学校にA E D（自動体外式除細動器）を設置することについてお伺いいたします。

A E Dの公共施設への導入設置については、以前にも議会で質問があり、公共施設に設置する旨の方針が述べられて、18年度には福祉センター、19年度は市総合体育館等に設置されております。今後とも、多くの人が集まる公共施設などに早急に設置されることを望むものであります。特にこの機器は、生徒・児童が毎日体育やクラブ活動などを行っている学校にこそ必要であり、既に南小学校、東高校に設置されておりますが、全学校に早急に設置することが望ましいと考えます。この機器の使用についての講習会などが既に開かれており、650人以上の人が講習を修了していると伺っております。大変関心の高い状況でございます。

そこで、A E Dの導入設置について、早ければ早いほど人命を救うこととなり、早急に全学校に導入すべきと考えますが、どのような見解を持っておられるのか、まずお伺いをいたします。更に、導入予定であれば、導入計画についてもお伺いをいたします。

更に、A E D設置などについて、学校側として設置に消極的な面もあると聞いておりますが、学校教職員の教育現場においての人命救助という危機管理意識をどのように把握しているのか、また設置される場合においては、講習会、実地訓練などの取り組みについてどのように対応していくのかお伺いをいたします。

以上、一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から市浄水場の濁水対策及び危機管理について御答弁を申し上げまして、市内小・中学校へのA E D設置につきましては、教育委員会の方から答弁をしていただくことにいたします。

6月に発生した川西地区での集中豪雨における東山浄水場の対応につきましては、去る6月9日、川西地区において、午後5時30分ごろから1時間程度に局地的な集中豪雨が発生いたしましたがお話のとおり、東山浄水場は天塩川のみを水源としておりますが、この集中豪雨があった9日の浄水場濁度計での天塩川原水濁度は、午後4時が14度、午後7時が12度と平常と変わらない状況にありましたが、豪雨の影響が出てきた午後8時に76度を記録した後は一気に

上昇し、午後 8 時20分には500度を超えて警報が作動し、その後、短時間に異常な高濁度となったことから、浄水処理が困難と判断をして取水を停止したところであります。その後、この急激な変化によって、沈殿池まで濁水が流入していたことから、直ちにこの池の排水作業を行い、天塩川の原水濁度の低下を待ち、翌日の午前 2 時に処理可能値である2,000度以下に低下したことから取水を開始し、午前 3 時45分に浄水処理を再開したところであります。この間、5時間の取水停止を行い、浄水処理開始までには約 7 時間を要した状況にございました。

次に、日向、内大部、朝日浄水場での高濁度発生時における対応等についてであります。日向及び内大部浄水場は、その水源上流が山林で、その地表面も下草に覆われている源流域であり、常に水がきれいなことから、原水濁度計を設置しておらず、自動取水停止機能は具備されていない状況にございます。しかし、台風などによる豪雨時には、道路や河川に堆積している土砂の流出により、河川が濁流となることが考えられるため、気象予報等により大雨が予測される際には、遠隔操作によって着水電動弁を閉じるとともに、現地で河川の汚濁状況を確認し、取水をしている状況であります。

一方、朝日浄水場におきましては、自動取水停止機能を有したシステムを設置をしております。濁度が50度を超えると沈殿池の流入弁が閉じ、50度以下になると流入弁が開き取水をするようになっておりますことから、高濁度水を取り込まない施設となっております。

なお、原水が高濁度となったときの非常業務態勢につきましては、職員並びに管理業務受託者との連携を密にして、対応に当たっているところであります。

更に、濁水が浄水場へ流入した場合に、部分的な排除が可能かどうかについてのお尋ねがございましたが、各浄水場の浄水処理可能濁度は、急速ろ過方式の東山浄水場では2,000度、緩速ろ過方式の日向、内大部、朝日浄水場では100度までを目安としておりますが、当然これ以上の高濁度水が浄水場へ流入したときには、浄水処理を中止をして排除が必要となります。仮に高濁度水が沈殿池やろ過池などに流入した場合には、排泥弁から排水を行うことは可能であります。水処理が不可能な原水は、取り込まないことが第一と考えるところであります。

また、最終的に断水となった場合の対応についてであります。断水に至る状況やその規模によって、それぞれ異なる対応が必要となってまいります。大規模な断水が考えられる原因としては、台風や大雨による原水の高濁度を初め、浄水場システムの故障、地震、渇水、水源汚染など多種多様の状況が考えられます。当然ながらそれぞれの局面で最善策を図るわけですが、それでも市内全域に影響するような断水が発生した場合につきましては、災害時における協力体制に関する協定を締結している士別市管工事業協同組合に要請を行い、あわせて北海道へ報告するとともに指示を仰ぎ、更には災害時相互応援に関する協定を締結しております日本水道協会北海道地方支部の会員市町村並びに自衛隊等の応援を受け、応急給水を初めとして復旧作業や復旧資材の提供を受け、この対応を図ることといたしております。

次に、現在進められております東山浄水場改修工事で計画している配水池は、他市の断水事故や集中豪雨による濁水について十分考慮しているかとのことではあります。東山浄水場の改

修は、安全で安心できる水道水を安定的に供給するために、老朽化した施設の更新や新施設の建設を計画しているものでありまして、災害などによって浄水処理が不可能になった場合の自動取水停止システムの導入や管路の事故など、予測できない事故が発生したときの対応として、配水池の新設とあわせて貯水の増量を計画をしているものであります。

そこで、現在の配水池の状況であります。5つの配水池があり、この総容量は、計画1日最大給水量に対し8.6時間分の容量となっております。水道施設設計指針では、計画1日最大給水量の12時間分を標準とし、水道施設の安全性等を考慮して増量することが望ましいとされていることから、基本計画では配水池容量を12時間分とするために、2,500立方メートルの配水池を平成20年度に新設することといたしております。しかしながら、他市の断水事故及び本市の6月に発生した集中豪雨による取水停止措置の対応等から、当分は現配水池を延命活用していくことも検討していかなければならないと考えており、この場合には、年間1日平均配水量のほぼ1日分に相当する水量が確保されるものと考えております。

次に、夏場の渇水期における水質については、水道法の水質基準及び厚生労働省令で定められた水質基準に関する省令に基づいて管理、供給をしているものであります。この水質基準に関する省令では、50項目について基準値が定められており、本市におきましては、この検査結果は常に良好となっております。こうした中で、水のおいしさは個人の好みもありますので、一概には言えませんが、おいしいと感じる水温というのは、13度前後であると一般的に言われております。水温が低い時期には、すっきりとした感じで、塩素臭や味が気にならない水を供給できますが、夏の渇水期には、気温の上昇と河川水量の減少に伴ってどうしても水温が20度を超えてしまうために、この時期の水道水は、御指摘のように、おいしくないと言われております。こうした面でも御理解をいただきたいものと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私からは、市内学校へのAEDの設置についての御質問にお答えいたします。

最初に、市内学校への導入計画についてでございますが、現在、土別南小学校に今年5月、同校のPTAから寄贈を受けたものが設置されてありまして、また土別東高校については、北海道高等学校PTA安全互助会から寄贈を受け、9月中に設置する予定でございます。今後、設置されていない他の学校につきましても、議員の御質問にございましたとおり、教育現場において部活動、また体育などで激しい運動を行うことにより児童・生徒が心停止が発生した場合、AEDが救命に有効なものでありますことから、計画的な導入に向けまして、早急に具体的に検討をしてまいりたいと考えております。

次に、教職員に対する講習会や実地訓練についてでございますが、導入されました土別南小学校では、土別消防署に依頼しまして、AEDの使用法と心肺蘇生法の手順や応急措置の重要性など、救急時の処置について講習会を同校PTA教養部が主催し、教職員やPTA役員を

対象として7月に実施したところでございます。また、土別東高校につきましても、同様な講習会を導入後、土別消防署に依頼し、教職員を対象として実施する計画でございます。今後におきましても、設置後AEDの使用方法について教職員の理解を深め、更には心肺蘇生法についての実地訓練を含めた講習会を実施するなど、危機管理意識を一層高め、救命処置を的確に行い、児童・生徒の安全が確保されるよう学校と共同し、関係機関との連携を図る中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 17番 池田 亨議員。

17番（池田 亨君）（登壇） 2007年第3回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは、土別市生涯学習情報センター条例についてであります。

土別に在住する高校生から、学校祭に音楽バンドで参加したい、練習場に車庫を貸してほしいとの相談がありました。私は、高音を発するものでありますし、学校祭のためであれば、学校を使えばよろしいではないか、そう言いました。そうしましたら、高校生いわく、器材が大きく運搬ができないし、時間的なこともあって学校ではだめだということでありました。それでは、生涯学習センターがあるではないか、こう申しましたら、金がかかるから無理だということでありました。そこで、使用料の減免の方法があるかどうか聞いてみようということで、担当に電話照会をいたしましたところ、方法はないということでありましたので、このグループの申し入れどおり練習することになりました。練習期間は約2カ月間、近所には事情を話して了解を求めて始まったのでありますが、最初は「子供たち、やっているな」という感じでしたが、そのうちに「いつまでなんですか」というふうに変わってまいりました。音量を絞り込んだ練習ではありましたが、近所の方々には騒音であったかもしれません。練習しているお子さんのお母さんからは、「家で表情が明るくなって、素直さが戻ってきました」という感想も聞かされました。この少年たちのような要望を満たしてあげることが、青少年の健全育成の見地からも必要なのではないかと思ったところであります。施設を管理されている立場から、何とか方法がないものかどうか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

また、条例の具体的な記述と実行面で、2点に区分してお伺いをいたします。

1つは、第8条2項に利用登録団体とあります。条例で要求している構成要件と使用料の減免が認められる施行規則第11条4項（4）その他委員会が特に求めたもの、これについてお答えをいただきたいと思っております。

もう一つは、規則6条に、連続した5日間を超えないことが条件として掲げられております。この件につきましては、土・日、休館日等を入れると、実質2ないし3日間になって利用しづらいと聞いてもおります。委員会が認めたものは、期間の特例があることも示されております。

以上、2点について、実例を示してお答えいただきたいと思っております。

第2項目めは、交通安全対策についてであります。

最近、南町東4区を通過する国道40号線東側に歩道を設置してほしいという要望が、通学、

それから一般通行者から寄せられております。現地の状況は、西側は剣淵町境界まで、東側は、南町東4区の途中から高速道土別剣淵インターチェンジ出口を挟んで剣淵町境界まで歩道が設置されておりません。歩道を利用する通行者が南方向に進行する場合には、歩道が途切れた地点から国道を横断しなければならないのであります。この場所には、信号機の設置もないのであります。高速道路出口から右折してくる車両も多く、不安感を常に持ちながらの通行とならざるを得ないというのが、歩行される皆さんの感想であります。

最近、当市で、交通事故で2の方が亡くなりました。悲しい出来事であります。この事故の後、交通事故撲滅啓蒙の市民大会も開催されております。安心・安全はすべての市民の願いであり、このような観点から状況改善の施策として歩道の設置が必要と考えるのでありますが、見解をお知らせいただきたいと思っております。

第3項目めは、土別市行財政改革についてであります。

本年7月25日、市総総第64号で、土別市行財政改革大綱実施計画推進状況の配付をいただきました。実施状況一覧によりますと、8基本方針、143プログラム、そのうち18年度一部実施21、実施47で合計68件、実施率47.5%とあります。計画目標の約半分は、進行中ということでもありますから、評価すべきではないかと考えております。しかし、職員個々の考え方もあろうかとは思いますが、率直に申し上げて、143項目の中には、通常業務として当然処理すべきものと思われる項目もあるような気がしてなりません。市長が執行方針でも申されております。新しい時代に即応した市政の執行、市民にわかりやすい市政、市民のお話をよく聞いての対応など精神条項ではありますが、執行方針を具体的に現場で進める視点からの推進となるように要望をしておきます。後ほど見解を求めます。

市立土別総合病院の18年度決算にかかわる問題、市財政の見通し等を考え合わせますと、行財政改革の課題も新たな局面に突入したと判断しなければならないと考えるわけであります。18年9月策定の土別市行財政改革計画、土別市集中改革プランによりますと、計画の進行管理の項では、この計画に定めのないものであっても、必要性のある事業等が新たに発生した場合は、この会議での検討、協議を踏まえて、関係部署等が実施に移すものとしますと方向性を明らかにしております。この方向に沿って取り組まなければならない課題があると考えておられるのかどうか、見解をお伺いいたします。

第4項目めは、市立総合病院についてであります。

今次議会に提示、認定を求められた平成18年度市立土別総合病院事業会計決算書を拝見いたしますと、単年度発生不良債務5億9,602万4,000円、累積赤字額は8億2,067万6,000円であることがわかりました。一方、土別市公営企業会計決算審査意見書では、自治体財政健全化法が平成21年度から全面施行の予定で、国による自治体財政健全化への指導強化が想定され、更に北海道医療対策協議会が、本年中でも北海道における自治体病院の再編構想を示すと言われており、特に地方の自治体病院を取り巻く環境は、大きく変化する方向にありますので、このような医療環境の変化を的確にとらえ、市立病院経営計画の早期見直しを含め、地域住民が安

心して暮らせる医療の提供のできる病院づくりを切に望むものでありますとの見解を示しております。

市立土別総合病院経営計画が示された当時に聞かされました18年度決算見込みで発生する不良債務は、3億円弱程度だったかと記憶しておりますが、決算現況は不良債務が大きく膨らむ形になりました。市立病院の経営状況、このことにかかわって発生する土別市財政全般にわたる課題につきましては、今年第2回定例会においても議論がなされております。この議論から3カ月を経過していること、北海道医療対策協議会が一定の方向を示唆していることなどをあわせ考えますならば、今日の状況変化は、経営計画策定時に想定していた状況をはるかに超えるものと言わざるを得ません。仮に市立病院が規模縮小の方向を求めて窮状打開を図ろうとするならば、発生が予想される過剰人員をどうするかという課題が、当面する課題として浮上することも考えられます。昨年、策定配付された経営計画書は、地域の基幹病院として大きな任務を負っていることを明示しております。18年度決算、監査意見書、経営計画書を踏まえて、描かれている市立病院像をお聞かせいただきたいと思います。

また、過日、北海道が素案として示されました自治体病院等広域化連携構想には、市立名寄総合病院を頂点とし、市立土別総合病院、国民健康保険町立和寒病院をサブ基幹として、土別市、和寒町、剣淵町の医療を担う構想が示されました。市としての見解をお伺いいたします。

第5項目めは、市財政の見通しについてであります。

財政計画については、合併協議の際に明らかにされております。しかし、前項でも触れました病院経営面では、市立土別総合病院経営計画策定当時の不良債務、2億円台と想定されていたところであります。この計数が、決算段階で5億9,602万4,000円と大きく膨らむなどの状況変化による計画見直しが迫られる状況にあると考えております。また、このことも含めて、地方自治体財政を取り巻く情勢も大きく変わろうとしている状況にあると考えられますので、この監査意見書、指摘の次第も含めて、市財政計画の変更を要するかどうか、要するとすれば、どのように想定されておられるのかをお伺いして、一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 池田議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から市立土別総合病院及び市の財政の見通しについて答弁を申し上げます。また、交通安全対策、土別市行財政改革並びに土別市生涯学習情報センター条例につきましては、総務部長並びに教育委員会の方から答弁をいたすことにいたします。

さて、医療を取り巻く環境は、平成16年度から始まった臨床研修制度によって医師の地域の偏在、過疎化に伴う患者の減少、更には医療費の抑制政策から来る収益構造の大きな悪化などによって、極めて厳しい経営環境に置かれているわけであります。これは、ただひとり土別市だけの問題とはなっておりません。このために、平成17年度末に3億2,000万円、18年度末には累積8億2,000万円の不良債務を抱える結果となってしまいました。このような状況は、単に土別市に限らず、他の市立病院におきましても見られるわけでありまして、道内23市にある

市立病院の多くは純損失を出しており、そのうち14の病院は、不良債務を出している状況にあり、どの公立病院も極めて厳しい経営環境に置かれております。これらの解決を図っていくためには、1にも、2にも、医師の確保が喫緊の課題となっておりますが、今日、地方における医師の確保はまことに困難であり、深刻な問題となっております。

こうした状況にかんがみ、当面、国におきましては、緊急の医師確保対策として、平成20年度から都道府県の医学部の定員を5名、特に医師不足が顕著な北海道につきましては、定員を15名上乘せして、地域医療に当たる医師を養成していくことを決定したわけであります。この地域枠の学生は、在学中に奨学金を受けられるかわりに、医師免許取得後は、9年間以上地域医療に従事することが義務づけられるというものであります。しかし、これらの制度が定着をし、第1期の学生が医師として地域で診療に当たることができるのは、早くても9年後という遠い先のお話しになるわけであります。

このように、早期の医師確保が難しい状況の中で、地方の病院が今すべきことは、それぞれの病院が単独でかかりつけ医的機能から高度な急性期医療機能まですべての機能を担うというのではなく、それぞれの病院が役割を分担して、相互に連携をしていくことがこれからの病院に求められている課題であります。このためには、今後、各医療機関が機能分担や広域的な連携の検討を行うとともに、限りある医療資源を有効に利用していくことで、経営の健全化と医療に対する安心、信頼を確保していかなければならないものと考えます。

このような地方病院の状況を踏まえて、去る8月27日に私も所属をしておりますけれども、北海道医療対策協議会の自治体病院など広域化検討分科会が開催されました。自治体病院の広域化連携構想が素案として示されたところであります。その内容については、1つには、適切な医療を提供する視点から、患者の動きに合った区域設定をすること、2つには、地域の核となる病院が存在していること、3つには、地理的に連携した区域であること、4つには、区域間の距離が短く、相互の関係が深いと考えられるブロックを一体化するものであること、5つには、極端に広範囲になる区域、遠隔地を含む区域は、サブ区域を設定すること、6番目には、将来的な地域間連携を考慮するものであることと、以上6点を前提条件に、道内を30の広域化区域に設定をしたものであります。この広域化連携に当たって考慮すべき点としては、第一次の医療をいかに確保していくかが大きな課題となってまいりますが、健康は医療のみで守れるものではなく、健康づくりと病気予防を担う保健と病気治療後の社会活動への参画を促すセンター病院である名寄市立病院を中心として、各医療機関が持っている施設や医療資源を有効に使うことで連携を進め、機能分担をしていくことがより重要なことであるとの共通の認識に立ったものであります。

したがいまして、この地域における医療のあるべき姿につきましては、ただいま申し上げましたことを基本に、今後十分検討して我々もまいりたいと存じますし、こうしたことが病院の健全化にもつながるものと思いますので、昨年策定をいたしました長期経営計画につきましても、今後見直しを進めてまいらなければならないと存じております。

次に、病院経営を踏まえた市の財政の見直しについてであります。

市の一般会計ベースの見直しにつきましては、合併協議の際に、あるいは昨年度に財政健全化計画を策定した時点で示してきましたが、合併当初は大きな合併効果が得られずに収支不足の状況となることから、事務事業の見直しのほか、19年度から職員給与費、議員の報酬、特別職の報酬などについて削減をいたしたことは、御承知のとおりであります。お話のように、地方財政を取り巻く状況は常に変動していることから、これらの状況を踏まえ、定期的に財政収支の見直しを行っており、直近ではこの8月に18年度決算及び19年度の普通交付税決定の状況を踏まえて、財政収支計画を再度行ったところであります。その結果、18年度決算において、計画を上回る黒字となったことから、財政調整基金の取り崩しを停止できるなど、一部好転した要因もありますが、今後の見込みにおきましては、地方交付税の動向が本市の行財政運営を大きく左右するといった財政構造は、依然としてこれは変わらない見直しにありますので、更に財政健全化に努めていかなければならないと考えております。

また、この財政健全化計画におきましては、病院事業に対する繰り出しは基準内によるものとし、病院経営の改善は、基本的に自主再建によるものとの考え方に立って策定をいたしております。確かに、8億円を超える不良債務を病院の自主健全化だけで解消するということは、大変この現状では厳しいものと考えておりますが、一般会計におきましても対応が難しい財政状況にあるものでもあります。したがって、先ほど申し上げましたが、今後は早急に市立病院のあるべき姿、方向性を検討いたさなければならぬときに来ており、その間は現状の不良債務の拡大を少しでも抑えることに全力を尽くして、将来像が決定した後の不良債務への対応あるいは今後の政省令の決定による自治体財政健全化法への対応も含め、詳細が明らかになった段階で改めて計画全般にわたって検討いたしてまいりたいと存じております。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、交通安全対策について並びに士別市行財政改革についてお答え申し上げます。

初めに、国道40号南町東4区東側の歩道についてであります。議員のお話にもありましたように、国道西側の歩道につきましては、剣淵町の境界まで設置されているものの、東側につきましては、生鮮市場付近から剣淵町境界までの間は、設置されていない状況にあります。これまでも東側には事業所が立地してきていることなどから、東側の歩道の設置を旭川開発建設部に対し要望してまいりましたが、士別剣淵インターチェンジが開通した時点で協議することになった経過がございます。そこで、インターチェンジの開通後、このことについて協議をいたしました。北海道開発予算の減少あるいは通行量などの観点から費用対効果が低いことなどから、西側と東側の双方に歩道を設置することは難しいことが示され、今後、通行量などの推移を見ながら改めて検討する課題となっているところでございます。

国道については、最低限、片側に歩道を設置する方針で整備が進められておりますが、南町

地域については、さまざまな企業等の進出などにより、急速に開発が進んでいる地域でもありますし、高速道路の開通後は、この路線を通過する車両が増加していることや、現在、新直轄方式による土別名寄間の高速道路の建設も進められており、これが完成による名寄方面への通行車両の乗り入れなどによる通行量の増加や土別商業高校への統合によって、剣淵方面からの通学路の形態も変化することが予想されること、加えて、剣淵側に設置されている東側の歩道との連携などを考慮し、再度、旭川開発建設部に対し、東側の歩道設置について要望いたしてまいりたいと考えております。

次に、土別市行財政改革についてのお尋ねであります。

土別市行財政改革大綱実施計画の平成18年度における推進状況につきましては、実施プログラム全143項目のうち、一部実施したものが11項目で14.7%、実施したものが47項目で32.8%、一部実施と実施を合わせますと68項目で、47.5%の実施率となりました。これら実施状況につきましては、土別市行財政改革懇談会に報告し、審議を了した上で、本庁、朝日総合支所、各出張所の情報公開コーナーや広報紙、ホームページ等を活用してその進捗状況を公表いたしたところでございます。

また、職員に対しては、管理職、主査職、その他職員とに分け、財政健全化計画の推進状況とあわせ都合4回の説明会を開催し、本計画の更なる推進に向け周知を図ったところであります。

そこで、お話にありました実施プログラムの中には、通常業務として当然処理すべきものと思われる項目もあるのではないかとこのことでもあります。このことにつきましては、例えば職場環境の改善の項目でオアシス運動、思いやりと優しさを基本とした接遇励行の徹底というプログラムを設置しておりますが、このことは市民と接する際には当然のことであり、これまでも実施しているところではありますけれども、市民への接遇の一層の向上を図るため、前期集中改革期間中継続して取り組む事項として掲げたものであります。

また、執行方針を具体的に現場で進める視点から推進するようにとのことでもあります。今日の分権型社会において、活力と魅力にあふれたふるさと土別をつくり上げるためには、地域で暮らし、活動している多くの方々と行政がそれぞれ地域の課題と将来に対する展望を共有し、この解決と実現に向けて実施、実践していく住民自治が強く求められているとの認識に立って、確固たる財政基盤のもとで、未来を見据えた施策の展開が可能となるよう対応を図ってまいりたいと存じますし、実施計画項目での市政情報の提供、共有化の推進や地域活動参加の推進につきましては、執行方針の具現化の一つと考えておりますけれども、今後とも内容を検証する中で、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、この計画に定めのないものであっても、取り組まなければならない課題があると考えているのかとこのことではありますが、現時点においては、計画に定めがないもので、早急に取り組まなければならない課題はございません。しかしながら、病院の経営は極めて厳しい状況の中で、経営計画の更なる見直しが迫られており、加えて、新たな自治体財政健全化法の政省令

も近々には判明いたしますので、これらの動きを十分踏まえる中で、行財政改革大綱実施計画につきましても、見直しについて検討いたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、士別市生涯学習情報センター条例についての御質問にお答えをいたします。

最初に、高校生の音楽バンドが生涯学習情報センターの音楽スタジオで練習をする際に、使用料を免除する方法はないのかという質問でございますが、士別市生涯学習情報センターの使用料の免除につきましては、条例で定められておりまして、教育委員会は、市及び市の行政機関並びに委員会が別に定めるその他の団体及び公共団体が情報センターを利用するときは、使用料等を免除することができるものとし、また登録団体にあつては、使用料等の一部を免除することができるとなっております。議員から質問のございました高校生のバンドが使用料の一部免除を受けるとすれば、登録団体の認定を受けていただくこととなりますが、登録団体の認定につきましては、文化、教育または福祉に関する活動を主たる目的とするもの、構成は主として市民であり、おおむね10人以上であるもの、規則や会則等を定めているとともに、経理及び監査の機能を有しているもの、通年にわたり市内を活動の場とし、計画的かつ継続的に行うもの、一時的に文化、教育、福祉に関する活動を行う団体で、教育委員会が特に必要と認めたものとの5つの要件を定めており、具体的な団体として、芸術、文化及び教養に関する団体、体育及びレクリエーションに関する団体、学校教育に関する団体、青少年教育に関する団体、成人教育に関する団体、視聴覚教育に関する団体、福祉、医療または保健に関する団体、まちづくりの推進に関する団体、その他これらに類するものとなっております。

したがいまして、おおむね10人以上のグループであつて、先ほど申し上げました登録団体としての要件を満たしているのであれば登録団体に認定し、備品使用料と冷暖房料はお支払いいただきますが、部屋の使用料については免除することはできますので、問い合わせ等にもこのように対応いたしているところであります。

また、施行規則第11条第4項第4号のその他の教育委員会が特に認めたものについての御質問がございましたが、この規定は個人の使用に関するものではなく、公共的団体を想定して定めた項目であります。

次に、規則第6条の情報センターの利用は、同一目的で連続した5日間を超えることができない、ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りではないという条項につきましては、貸し館の対象であります各室、各スペースには、使用期間等についての制限をいたしておりますが、この条項の趣旨といたしましては、ある団体が長期にわたつて使用を独占いたしますと、当然他の団体が使用できなくなりますことから、5日間程度を限度とすることにより、多くの団体に利用願いたいということと定めているところでございます。

また、土曜日、日曜日、休館日等を入れると、実質二、三日しか利用できないため、利用し

にくいとの御指摘がございましたが、情報センターの休館日は、図書館と同様の月曜日と祝日になっており、土曜日、日曜日は開館いたしておりますし、休館日は5日間の中には含めておりませんので、実質5日間利用していただくことができます。同じく規則第6条中の教育委員会が特に認めたときは、この限りではないとのただし書きにつきましては、市民ギャラリーや多目的ホールを使用する展示関係事業の開催に際し、5日間の開催日数では、展示する側にとりましても、鑑賞する側にとりましても短いために、他の利用にも支障がなければ、5日間を超えて、2週間～3週間の日程を決めまして実施いたしている場合もございます。

なお、音楽スタジオの利用の際には、条例で定めております部屋の使用料と冷暖房料の他に規則で定めておりますドラムセットや電子ピアノなどの使用備品の使用料がかかるわけですが、高校生以下の使用については、備品の使用料は5割減額となっており、更に取扱要綱におきましては、小・中学校、高等学校などが学校行事並びに部活動などに利用する場合は、使用料を免除すると定めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 池田議員。

17番（池田 亨君）（登壇） 一、二点再質問させていただきます。

最初にですね、最後に答弁をしていただいた生涯学習情報センターの関係について、もう一度考え方をお聞かせいただきたいと思っております。その前に、私がなぜ市長の執行方針を引き合いに出してですね、まず市民のお話をよく聞いてあげる、そしてこたえてあげるというその部分を引き合いに出したかといいますと、私は、高校生が生涯学習センターに行って、そして相談をしたときに、その条例をかみ砕いて、それで、その条例を高校生の要望に合うような解釈運用の仕方をするぐらいの親切心があってもいいのではないかと、そういう思いで実はこの問題を質問させていただきました。実は、私が一番腹を立てたのはですね、どなたか名前は聞かなかったですけども、減免の方法はないのかと、こう聞いたら、ないと言うんです。そして、結構高いですよと言ったらですね、どういう答弁をしたと思えますか。実は、割り勘でやったら大したことないだろうと、こういう答弁だったんですよ。私は、本当は、そういうことはこういった議場でですね、申し上げたくはなかったんです。だけれども、今の答弁ではですね、余りにもこれは市民に対する対応の仕方として、姿勢としてどうなのかという、そういった腹立たしさを実は感じたので、あえてここで申し上げましたけれども、やはり条例が一定の条件を提示しているのであれば、その高校生たちに、ではその条例に適応した利用するための条件として、どういうふうにしたらいいのかということをお教えをあげる、示唆をしてあげるぐらいの私は親切心があっていいのではないかと。まさしく生涯学習というのはですね、子供、幼児から高齢者まで幅広い世代の人を対象にして、生涯何を学ぶかということを中心にして開設されたのが、私はやはり生涯学習の目的だったと思っております。

そうしますと、高校生がですね、これは校外活動でもない、学校で認めたものでもない、だけれども音楽を通じて学校祭に参加をしたい。しかも、それはですね、一つの学校の子供たち

が10人以上集まればいいわけでありませぬけれども、そうではない、土別には高校が3つあります。3つの中にです、どこの高校かは聞きませんでしたけれども、1つは市立の高校です。そして、もう一つはです、道立の高校で、それは、チームは男の子と女の子がおります。大体3チームで練習していますから、これを一つの団体とすればです、これは要件を満たすはずはです。それをです、高校生ですから、学習センターに行っているいろいろなことを聞くというのは、なかなかこれは勇気の要ることだと思います。体は大きいけれども、まだやはりそういった社会の何と申しますか、そういったおつき合いにはなれていないという面もあって、しかも割り勘で経費を負担するといったってです、負担できない子供もいるかもしれない。そうしますとです、それは今、市が管理している施設を市民のためにどうやって使いやすく提供するかということが、私は担当部局にいる人の任務だろうと思います。市民に対するです、私は義務だと思います。そういった意味で、私はです、これはここで一定の答弁はいただきますけれども、更に突っ込んでこの関係は議論をしてみたいと、こう思います。

それで、高校生がです、これは確かに継続的にいっても、学校祭に参加するためにということですから、大体3カ月かそこらの期間だと思います。そういった期間でも、これは何と申しますか、利用登録団体になることができるのかどうか、そこをです、ひとつお聞かせいただきたいと申します。

それから、もう1点はです、市立病院の問題です。これは非常にです、市民が今注目している土別の一番大きな問題だといっても過言ではないと思います。まず、聞かされることはです、どうしても地元の病院に行きたいけれども、やはりよその病院に行かざるを得ないという話も聞かされました。市長は、この経営計画の見直しは、喫緊の課題だというふうに申されましたけれども、私は去年の10月に提示された経営計画がです、ああいった考え方で、果たしてこれから先の市立病院の経営を改善していくことにつながるのかどうか、私は抜本的な発想の転換をしてでも、あの計画を全面的につくりかえるぐらいのことをやらないと、私は窮状打開ができないのではないかと、そんなふうに思っているんです。危機的に感じているわけです。それで、市長のです、再度の決意をお聞かせいただきたいと申します。

以上で再質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 池田議員の再質問に対して、私から改めて申し上げますけれども、今日的な公立病院の経営が今大変な状況になっているということで、北海道医療対策協議会も今真剣になって、あらゆる方面から議論をいたしておるわけでありませぬ。この北海道医療対策協議会は、知事が会長になって、そしてその中に3つの分科会をつくっております。一つは、私が一番大事とは言いませんけれども、一番最初の会議の中で、私は今すぐやらなければならないもの、待ったなしでやらなければならないものと、それから中・長期的な展望に立って、この苦境をどうやって乗り切っていくのかと、大学当局も、医局には医者が本当に今融通がきかない状況だ、これはみんな道民も、多くの各関係機関も、それは知っているはずなんで

す。その中で、大学当局としても、何とかしてでもと思っても、やりくりがつかないということから、今センター病院を中心にして、医者をそこに集結をして診療に当たってほしいと、こういうことで、道内が本当に大変な状況で、今、根室の方も大変な状況ですし、留萌の方も大変な状況です。各市立病院が、本当に大変な巨額の不良債務を抱えるような状況に今なってしまうているわけです。

そこで、私も公立病院の広域連携という委員の1人として、随分言いつらいことをたくさん言ってきました。余りきょうは差しさわりがありますので、報道の方もいろいろペンを、理解をそこら辺をいただいて書いていただきたいんですけども、やはり大学の先生方は、お金の心配もあるけれども、その前に命のことを先に考えなければならないというふうな中で、私は、それはもちろんですけれども、今これだけの不良債務が発生をしてしまうと、まさに夕張の第2の予備軍がどんどんとできてしまったら、北海道の勢いは全くなってしまう。その中で、公立病院の運営というのは、高次医療機関というものがどんどんなくなってしまう。みんな診療所にかわってしまうんだ。そういう医療の縮小になっていくと、これは大変だから、多少いろいろな日常の医療には差しさわりがあったとしても、しかし、この辺でいけば、名寄にセンター病院という大きな役割を担っているわけですから、そこに連携をしっかりとってほしいと。

たまたま和寒、剣淵というのが1市ということになりましたけれども、そのことについても、こういう状況の中で何が改革できますか、不良債務の発生をどうやって抑制できますかということも私は大きく主張してきました、そして大きなくくりの中で、名寄のセンター病院を中心にしながら、思い切って、勇断を持って連携をしていく道、これしかない。大学当局からもこのようなことについて理解をしていただいて、これからいろいろな相談をお隣としていかなければならない、こういうことで今やっているんですけども、今、私が所属しております広域連携委員会というのは、9月21日にまた再度、最終的な詰めということで、既に新聞でさまざまなが報道されておりますけれども、あのような方向で更に何か問題はないか、もっとということはないのかということの確認の最後の委員会になる予定になっております。

北海道全体の医療対策協議会には、そういう各分科会から持ち寄ったものを成案として、今年度中ということですから、ちょっと時間がかかりますので、私どもはそれを待っておるわけにいかないから、道の当局の皆さんともですね、既にいろいろな対策に取りかかっていると、それを了解してもらいたいというようなことで、今、内々にいろいろなことをやろうとしておりますので、決して手をこまねいて、ああ、困った、仕方がないでおるわけではありませぬので、本当に頭の痛い私は土別市の最大の行政課題だと思っておりますことを御了解いただければありがたいと思っております。よろしくお願いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 池田議員の再質問にお答えを申し上げたいと、こう思います。

私どもも常日ごろ職員に対しては、お客様には十分親切な対応を含めてするようにということで申し上げているわけですが、職員への対応が非常にまずかった、それと同時

にですね、条例等々について、親切的な説明がなされなかったという部分が御指摘があったわけでございますけれども、この部分については、十分反省しながら謝りたいと、こう思っているところでございます。

それで、今、具体的にですね、登録団体として3カ月程度、高校生が使えるのかどうかという部分の具体的な質問がございましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、登録団体として10名以上であるという要件の中でお答えをさせていただいております。それで、具体的に今お話の中では、3グループぐらいがあって、10人ぐらい以上になるんだと、そういうお話の中で実はありまして、3カ月程度というお話が実はあったわけでございますけれども、現実的にですね、その活動内容だとか、そういうものを含めて十分聞きながら、具体的にその対応ができるのかどうかについての判断をまず申し上げたいと、こう思っております。

それと同時にですね、まず具体的に音楽スタジオの利用率だとか、そういうものについて若干お話をさせていただきますと、平成17年度が、これは294日開館をいたしているわけでございますけれども、68%の利用頻度がございます。それと同時に、18年度が297日で77%の利用頻度ということで、いぶきにとりましてはですね、ここが非常に一番使われているという状況になってございます。それで、今、3カ月程度継続的に使えるということになりましたらですね、私どもとしてはあくまでも5日間という部分の中で、連続して使う場合については、今ある程度その中で限度を定めているわけでございますけれども、当然こういう頻度を見ながら、その生徒さんたちが3カ月継続して使うということについても難しいでしょうし、それと同時に、こういうふうな音楽の部分について使う場合については、ほとんど時間帯が重複するという部分がままございます。そういう中で、高校生さんの具体的な話を聞きながらですね、今度ともどうするかということについては、検討させていただきたいな、こう思いますので、理解をお願いしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時44分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番 山田道行議員。

14番（山田道行君）（登壇） 平成19年第3回定例会におきまして一般質問を行います。

初めに、給食費の未納の件で、第1回の定例会に柿崎議員が質問をいたしました。私の方からも再度質問をさせていただきます。

この件は、全国、全道で大きな問題で、テレビ、ラジオ、新聞等に大きく取り上げられているところでございます。17年度の調べの北海道では、小・中学校総数2,078校中、未納児童が

いなかった学校は921校で、44.3%であります。未納児童がいた学校は1,157校で、55.7%であったと、半分以上の市町村では、未納に対して頭を悩ませているのが現状であります。現在の士別市の収納率は、現年度分、過年度分を合わせて16年度96.37%、17年度分は97.8%、18年度分は98.15%と年々収納率を上げていますけれども、未納児童がいない学校が全道で44.3%あるということで、士別も100%にできるということではないかと思うところがございます。また、未納の時効は2年であることから、2年を経過した給食費はどのように処理をして、その金額についても何年分かをお知らせを願いたいと。

今、収納率を高めるために、全国的に市町村が調べた中で、増えた原因は、保護者としての責任感や規範意識が乏しいと、また保護者の経済的問題が挙げられています。反対に減少した対応は、督促の継続強化、また保護者との個人面談、家庭訪問、就学援助の申請の推薦、学校全体の取り組み、教育委員会とPTAの連携などで減少したとの報告もあるが、100%には達していないことであると。その中で、行政側は電話や文書による保護者への説明、督促、家庭訪問による保護者への説明、PTAの会合の場などを通じた保護者への呼びかけ、更には支払いを求める法的処置の実施などいろいろな努力をしている中で、士別ではどのような行動を起こしているか、さきに質問をされた柿崎議員に答えたときと変わっている対策がとられていることがあれば、お知らせをしていただきたい。今の行政は苦しい財政であることから、大小の金額にかかわらず努力をしていただきたい。

さて、保育料も同じ未納ということで、マスコミが今騒いでいるようであります。現在、我が市ではどのようなになっているのか。もし未納があれば、金額も踏まえて報告、また対策はどのようにされているのか。そして、5年間で時効とのことで、今までどのように処理をしてこられたのかをお聞かせをしていただきたい。

今、無認可の保育所でも未納ということが起きて、保護者の人と話し合いをしてやめてもらったとの話も聞き、行政も何らかの行動をとっていかなければならないのではないかと。もし未納の児童が保育所に通って、その年度に待機児童がいたとしたら大きな問題になることから、給食、保育料未納に対しては、私は法的処置をとることも考えて、100%に向けて行動をとることが必要と考えるが、どのような考えを持っているのかお答えをいただきたい。

次に、農業開発公社・農地保有合理化事業に関する質問をいたします。

基幹産業が農業のこの士別で、昨年旭川でFTA、EPA、WTOの反対運動をして、北海道の農業を守るため氣勢を上げてきました。しかし、参議院選挙が終われば、大勝した党が自給率100%、輸入オーケー、そして所得保障と、私たち農業者を惑わし、何のために今まで農業を続けてきたのかと、少し不安になるときがあります。しかし、この広大な農地を投げるわけにもいかず、これから離農していく高齢の方々の農地を買い入れ、農地拡大、そして共同と、形を変えて農業、農地を守っていかなければならないわけでありまして。しかし、農産物は安く、それに伴う経費は高く、10年前、20年前に買った高い土地の支払いをしなくてはならない。その高い土地の時代に、開発公社で農地保有合理化事業ができて、売買は一時開発公社が買い上

げ、それを農家の人が賃貸借料を払い、5年ないし10年の契約で最後農業者が買い取るというわけですが、5年前、10年前の価格と買い取るときの価格の差が大きく、買い取ると農業ができなくなる農家が出てくることから、農協が開発公社に対して要望書を提出したところです。

内容は、事業タイプ別概要として、担い手確保経営安定対策5年、賃貸借料、農地価格の2%、農地取得時に全額農地代金を払い、農地代金の5%が助成金として入金となる。また、担い手円滑化5年は、賃貸借料、農地価格の2%、農地取得時に最大下落10%を差し引いた額を農地代金として支払う。それと、長期タイプは、賃貸料、農地価格の2.75%、農地取得時に全額農地代金を支払い、農地代金の20%が助成金として入金となる。

要望内容としては、現在、保有合理化事業によるタイプが5年の担い手確保経営安定対策と、担い手円滑化と10年の長期タイプがあるが、5年の担い手円滑化については、全対策において転換タイプと変わるものであり、転換タイプは、農地価格の下落額に全額対応して農地取得をしていた。しかし、現対策の担い手円滑化は、最大10%の下落の対応としかならない。そして、長期タイプは、農地取得時に全額支払いし、農地取得価格の20%が助成金として入金される仕組みとなっているが、10年前の価格と買い戻し時の価格を考慮し、20%以上の下落があれば、その金額を考慮していただきたいと。担い手確保経営安定対策、長期タイプとも農地価格を全額支払いし、助成金として支払いされるために、税法上、一時所得となるために、助成金を差し引いた額を農地価格とできないかを考慮をお願いをしたいという内容であり、このことは、農協だけの要望でなく、行政、また農業関係機関が一つになって、土別市として要望ができないものかお答えをいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 山田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から農業開発公社・農地保有合理化事業に関する要望について御答弁を申し上げまして、学校給食費、保育料未納の今後の対策については、保健福祉部長並びに教育委員会の方から答弁をしていただきます。

北海道農業開発公社が実施をする農地保有合理化事業にかかわってのお尋ねであります。本市における農地の流動化につきましては、農地保有合理化法人である農業開発公社が売り手となる農家から農地を買い入れし、お話にありました5年または10年の保有期間後に、買い手となる農家に売り渡す農地保有合理化事業が広く活用されています。本市の18年度の農地流動化の実績を見ますと、所有権移転は件数で96件、面積では435ヘクタール、このうち農地保有合理化事業によるものは、買い入れが25件、141ヘクタール、売り渡しは16件で97ヘクタールとなり、この事業による権利移動面積は、合計238ヘクタールとなりますことから、全体の半数以上を占めております。また、18年度末において農業開発公社が管理保有をし、今後において売り渡しとなる面積は1,018ヘクタール、買い入れ時の金額にして約24億円となるなど、この事業は本市の農地集積において重要な役割を果たしております。

このように、本事業が広く活用される背景としては、開発公社において一時保有される期間

中に買い手となる農家が規模拡大後の経営安定に向けた対応が可能となることに加え、売り手と買い手がともに安心して権利移動などの手続きが行えること、更には開発公社が買入れした時点と売り渡す時点において、農地価格に変動があった場合においては、お話のように一定の手当てが行われることなどが大きな要因としてあるわけであります。

しかしながら、近年における農家戸数の減少や農業者の高齢化に加えて、長引く国内景気の低迷などから農地価格は下落傾向が続いており、制度上の手当てがあったとしても、実質的な買入れ価格が実勢価格を上回る事態が一部で見られる状況があることも事実であります。このため、農産物価格の低迷が続く中で、品目横断的経営安定対策などの新たな政策への対応に加えて、WTOや日豪EPA交渉など、今後の成り行きに不透明感がある状況において、規模拡大によって安定的で継続的な農業経営を目指す農業者にとって、農地の実勢価格を超えた負担は、取得資産価格の低下も含めて、不安を抱かざるを得ないものとなっております。

農業の基盤となる大切な農地を将来にわたって効果的に活用し、農産物の生産を安定的に行うことは、本市農業はもとより、地域経済の発展に欠くことのできないものでありまして、それには、担い手への当地の集積を計画的かつ円滑に行わなければなりません。農地流動化に係る制度につきましては、地域やその時々の実情に合った見直しがあつてこそ、制度全体が効果的に機能してくるものと考えますが、この制度に係る農業者支援策は、国と開発公社との事業の組み合わせによるものでありますことから、見直しに当たりましては、国・道・農業開発公社の各機関に対する働きかけが必要となりますので、まずは道北市長会での協議等を踏まえながら、必要に応じてその対応に当たってまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長（宮沢勝己君）（登壇） 私から、保育料未納の今後の対策についてお答えいたします。

まず、本市の平成18年度の滞納状況について申し上げますと、保護者数181人のうち滞納者は13人で、滞納者の割合は7.2%となっており、保育料につきましては、徴収決定額3,782万580円のうち滞納額は109万8,740円で、滞納額の割合は2.9%となっております。本市の保育料につきましては、前年分の所得税額などにより10段階の階層に区分されておりますが、滞納者の所得階層は、所得税非課税の階層が半数、所得税課税であっても、一番低い階層を含めると、13人中12人と、ほとんどが低所得者層となっております。

また、全道各市の収納状況を見ますと、平成18年度保育料が100%納入となっているのは砂川市のみで、最下位の都市では、91.2%の収納率となっておりますが、本市においては97.1%で、全道35市中15番目の収納率となっております。

これら滞納者に対する対策であります。督促状の発付や時間外における電話による催告のほか、保護者が園児を迎えに来る時間帯に合わせ、担当職員が保育所へ出向いての納付相談や

定期的に夜間自宅訪問をするなど、直接面接も行いながら納付の勧奨を行っているところであります。

次に、債権の時効につきましては、地方自治法の規定により5年で権利消滅となり、平成14年度～18年度までの5カ年間で27件、340万4,120円が不納欠損処理されております。これらの中には、離婚や借金、また病気などにより急に生活環境が変わり、経済的に苦しくなった方、また本州方面へ転出し、その後音信不通となった方などが含まれております。

次に、保育料の未納があった場合の措置についてのお尋ねでございますが、認可保育所への入所は、児童福祉法により児童が家庭において保育に欠けるという要件に該当すれば、市町村が入所措置をとるといふ、いわば義務として考えられております。このようなことから、保育料の未納という理由のみによって、保育所を退所させることはできないところであります。しかしながら、保育所における児童の保育に要する費用につきましては、公費と保護者の負担で賄われているため、保育料の滞納は、保育料を納めていただいている保護者との公平性の問題はもとより、保育所の安定的な運営にも影響を及ぼすものであります。

したがって、今後とも滞納となっている家庭の特殊事情にも配慮しながら、納付への働きかけを強めるとともに、税務部局などとの連携もとりながら、保育料の納入確保に努めてまいっている所存であります。

また、未納者への法的措置をとることも考えるべきではないかとのお話がございました。本市におきましては、現在までのところ、市の働きかけに対して、全く応じようとしなない納付意欲の低い滞納者がおりませんことから、保育料に関して、財産の差し押さえなどの法的措置を行ったことはない状況にあります。しかしながら、滞納処分につきましては、児童福祉法により保育所の保育料について地方税の滞納処分の例により処分することができることとされており、全国調査によりますと、1,800余りの市町村のうち、4%ほどの80市町村で財産の差し押さえを実行しております。このようなことから、今後は道内各市の状況なども勘案しながら、納付意欲の低い保護者に対しては、法的根拠に基づき毅然とした対応を行うなど、保育料の徴収に努力してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、給食費の未納についての御質問にお答えをいたします。

全国における学校給食費の徴収状況については、文部科学省が昨年11月～12月にかけて実施した調査結果を公表し、大きな反響があったところであります。その調査結果では、学校給食費が未納の児童・生徒がいない小・中学校は、全国で1万8,014校の56.4%、未納の児童・生徒がいた小・中学校は、1万3,907校の43.6%で、北海道では議員のお話のとおり、それぞれ44.3%と55.7%になっております。この給食費の未納問題は、土別市学校給食会におきましても抱えておりまして、その収納に努めているところでありますが、過去3カ年の収納状況を申

申し上げますと、平成16年度は、現年度の給食費8,433万7,000円に対し、収納額は8,320万7,000円、未収額が112万9,000円で、収納率は98.66%、過年度は371万4,000円に対し164万7,000円、未収額は206万7,000円で44.34%、現年度と過年度合計の収納率は、議員のお話のとおり、96.37%であります。17年度は、現年度は8,268万6,000円に対し8,193万円、未収額は75万5,000円で99.09%、過年度は263万3,000円に対し150万9,000円、未収額は112万4,000円で57.3%、合計では97.8%、18年度は9,458万円に対し9,390万4,000円、未収額は67万5,000円で99.29%、過年度は164万2,000円に対し53万3,000円、未収額は110万9,000円で32.47%、合計では98.15%となっており、年々収納率の向上が図られてきております。

そこで、お尋ねがありました未納給食費の時効についてであります。給食費の時効は、民法173条で2年と定められております。しかしながら、税などの公法上の時効と異なり、時効により債権が消滅するには、時効の利益を受ける者から時効の利益を受ける旨の意思表示が必要で、この意思表示を時効の援用といい、学校給食会ではこの援用を加え、3年間未納が継続し、かつ時効の中断のない給食費につきまして不納欠損の処理をしております。過去3年間の不納欠損額は、平成16年度が56万3,760円、17年度23万7,865円、18年度25万8,150円で、不納欠損に至った主な理由は、学資支援の対象外で、納付資力の不足や転出による居所不明などによるものであります。

次に、文部科学省の調査では、議員のお話のとおり、保護者としての責任感や規範意識、経済的な問題が給食費未納の主たる原因として挙げられておりますが、本市におきましては、大きな原因としてのこの地方の経済の低迷が起因しているものと考えております。

また、学校給食法では、給食の食材に係る費用は保護者の負担とされており、給食費の未納は給食内容の低下はもとより、学校給食の制度にも著しく影響しかねない問題であります。したがって、未納を抱える市町村にあっては、経済的資力を有しながら納入に応じない保護者に対し、財産の差し押さえを含めた法的措置を講ずる事例が増えております。本市におきましては、幸いにしてそのような悪質と思われるケースがありませんので、さきの第1回定例市議会において柿崎議員の御質問の中で答弁をいたしましたように、引き続き学校との連携を密にしながら、電話での催告、夜間を含めた家庭訪問を継続し、更に経済的理由により就学が困難あるいは困難と認められる保護者に対する要保護、準要保護による給食費支援制度の周知等をよりきめ細かに行いながら、未納の整理に努めてまいりたく考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 1時58分散会）